

法務部・知的財産部のための 民事訴訟法セミナー

関西大学法学部教授
栗田 隆

第7回 判決

第7回

1. 判決
2. 判決の形式的効力
3. 判決の内容的効力
4. 既判力

T. Kurita

2

裁判の分類

- 裁判所がするもの
 1. 判決
 - a. 終局判決 (243条)
 - b. 中間判決 (245条)
 2. 決定
- 裁判官がするもの
 1. 命令

T. Kurita

3

弁論の終結 (243条) と再開 (153条)

- 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときに判決をなすが (243条)、その前に、口頭弁論を終結して、判決の基礎資料の収集が終了したことを明確にする。弁論終結時は、
 1. 既判力の標準時となる。
 2. 判決書の記載事項である。
- 裁判所は、必要な場合には弁論を再開することができる。再開するか否かは、裁判所の裁量に属する。

T. Kurita

4

判決事項 (246条)

- 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。判決は、当事者からの紛争解決要求ないし権利保護要求に応じて与えれば足りるからである。
- 裁判所は、訴訟物となっていない請求について判決することができない。
- 訴訟物たる権利関係が同一であっても、原告の求める上限を超える判決をすることはできない。

T. Kurita

5

一つの請求の一部認容

- 原告の意思に反しない場合には、一つの請求の一部のみを認容することができる。
 1. 数量的に可分な給付については、一部のみを認容することは、通常、原告の意思に反しない。
 2. 単独所有権の確認請求に対して共有持分しか認められない場合には、共有持分を有する旨の一部認容判決をするのが原則となる。(F18. 最判平成9年3月14日参照)
 3. 引換給付判決は、一部認容の一種として許される。

T. Kurita

6

判決書には、[253条](#)1項所定の事項を記載する

- 「判決」という見出し
- 当事者・法定代理人（氏名・住所）（5号）
- 主文（2号）
- 事実及び理由（3号・4号） 第一審判決では、この中で「請求」「事案の概要」「争点及びこれに関する当事者の主張」「当裁判所の判断」といった小項目に分けて書くことが多い。
- 口頭弁論終結の日（4号）、裁判所（6号・[規157条](#)1項）

判決の成立（[250条](#) - [254条](#)）

- 判決は、言渡しにより効力を生ずる（判決として成立する）。判決が判決として成立するためには、必ず言い渡されなければならない。
- 一旦言い渡した判決は、判決確定前でも撤回できないのが原則である。これを、不可撤回性の原則、あるいは自己拘束力という（但し、[256条](#)・[257条](#)で例外が定められている）。

確定判決の形式的効力（[116条](#)）

- 判決に対する通常の不服申立方法がなくなった時に、判決は確定したという。
- 判決が通常の方法ではもはや取り消され得ない状態に入り、これを判決の効力と見て、形式的確定力という。

確定判決に対する訴え

- 確定判決を取消しあるいは変更するためには、特別上告（[327条](#)）のような上訴形式の手段を除外すれば、特別な訴えによらなければならない。次の2つがある。
 1. 再審の訴え（[338条](#)）
 2. 定期金による賠償を命じた確定判決の変更の訴え（[117条](#)）

羈束力

- 訴えの提起から判決の確定に至るまでの手続の中で、複数の裁判所が関与する場合に、ある裁判所がした裁判が他の裁判所を拘束する効力。
 1. 移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する（[22条](#)）
 2. 上級審が原判決の破棄・取消し理由とした判断は、下級審を拘束する（[325条](#)3項・裁判所法4条）
 3. 原判決が適法に確定した事実は、上告審を拘束する（[321条](#)）

判決の内容的効力

- 既判力 後の訴訟の裁判所を拘束する効力
- 執行力
 1. 狭義の執行力 判決で命じられた義務内容を強制執行によって実現できる効力
 2. 裁判に基づき公の機関に対して、強制執行以外の方法で、その内容に適合する状態の実現を求めることができること
- 形成力 判決で宣言されたとおりに法律関係を変動させる効力

仮執行宣言（259条・260条）

- 判決の内容的効力は、判決の確定のときに生ずるのが原則である。判決の内容的効力を判決確定前に発生させ、狭義または広義の執行を可能にするためには、特別の宣言が必要である。その宣言を仮執行宣言という。
- 特に重要なのは、狭義の執行力を発生させるための仮執行宣言であり、通常は、これである。

既判力の意義

- 既判力は、後訴裁判所に対して、確定判決と矛盾する判断を禁ずる訴訟法上の効果である（通説。別の見解もある）
- 当事者は、既判力ある判断に抵触する主張をすることを許されない。

既判力の根拠

- 必要性 紛争解決という制度目的の実現のために既判力を認める必要がある。
- 許容性（正当化根拠） 当事者には、自己に有利な判決を得るために、公正な裁判所において公正な手続で弁論をなす地位が認められている（手続保障）。

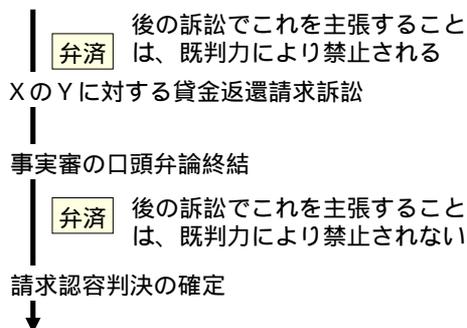
制度的効力としての既判力

- 既判力は、紛争解決という制度目的の実現のために、当事者の善意・悪意といった主観的要素を含まない比較単純で明確な要件が充足されると、一律に作用するものである。
- そうでなければ、当事者としては、紛争が解決されたのか否かが不明瞭となり、再訴を誘発することになりやすい。

既判力の標準時

- 判決中の判断は、当事者が裁判の基礎資料である事実を提出することができる最終時点、すなわち、事実審の口頭弁論終結時での判断であると構成される。
- 既判力の標準時前に存在した事由でもって、既判力ある判断を争うことは許されない。
- 既判力の標準時に発生した事由を主張して、既判力ある判断を争うこと（現在の法律関係が標準時における法律関係と異なることを主張すること）は許される。

図解



既判力の作用

- **積極的作用** 裁判所は、既判力のある判断を審理・裁判の基礎としなければならない。
- **消極的作用** 裁判所は既判力ある判断に拘束されるのであるから、当事者が既判力のある判断を争うために標準時前の事実を主張することは許されず、たとえ当事者がしても、不適法な攻撃・防御方法として却下される。

前後の訴訟物の関係から見た既判力の作用

- 基本類型として次の3つがある
 1. 同一関係
 2. 先決関係
 3. 矛盾関係
- 既判力の作用の仕方の類型であり、これに限られるわけではない。

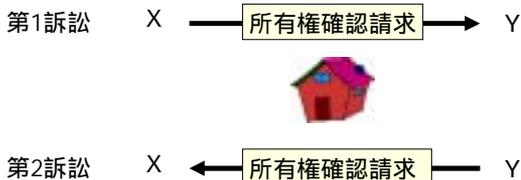
同一関係



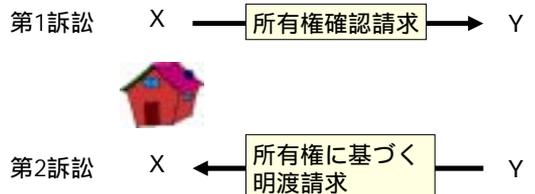
先決関係



矛盾関係



先決関係と矛盾関係の複合



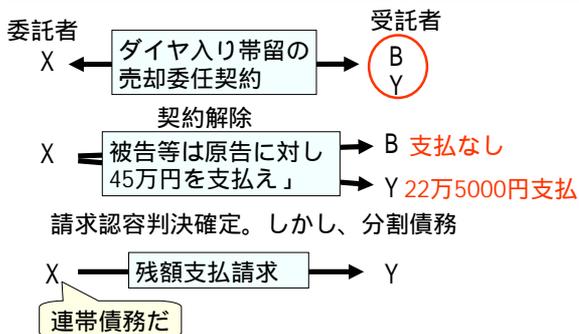
既判力ある判断に抵触する判決

- 前訴判決の既判力に反する判決が下された場合には、当事者は上訴によりその取消しを求めることができる。
- 既判力に抵触する判決が確定した後では、再審の訴えによりその取消しを求めることができるが（338条1項10号）、取り消されるまでは、後で確定した判決の既判力ある判断が最新の判断として優先する（同項8号に注意）。

既判力の双面性

- 既判力は、当事者の有利にも不利にも作用する。
- 例えば、XY間の訴訟においてXの建物所有権を確認する判決が確定した後で、その建物が倒壊してYが損害を受けた場合（民法717条1項但書きの場合）に、Xはその建物が自己の所有物でないことを主張しえない。

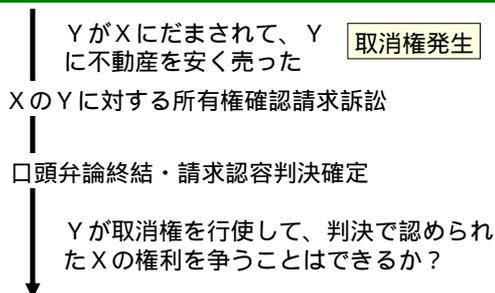
F 12. 最判昭和32.6.7（ダイヤの帯留事件）



判旨

- 債権者が数人の債務者に対して金銭債務の履行を訴求する場合、連帯債務たる事実関係を何ら主張しないときは、これを分割債務の主張と解すべきである。
- ある金額の請求を訴訟物（分割債務）の全部として訴求して、その全部につき勝訴の確定判決をえた後、その請求は訴訟物（連帯債務）の一部にすぎなかった旨を主張して残額を訴求することは、許されない。

標準時後の形成権の行使



見解の対立

- **遮断肯定説** - 判例・通説 標準時に存した取消権を標準時後に行使することは既判力により遮断される。
- **遮断否定説** - 少数説（中野説） 標準時後の取消権の行使は、既判力によって遮断されない。債務者側の執行妨害、争訟の蒸返しの策謀は、訴訟上の信義則により封ずれば足りる。
- そのほかにもいくつかの新しい見解がある。

F 20. 最判昭和55年10月23日

- 売買契約による所有権の移転を請求原因とする買主からの所有権確認訴訟が係属した場合に、売主が右売買契約の詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しないで事実審の口頭弁論が終結され、右売買契約による所有権の移転を認める請求認容の判決があり同判決が確定したときは、
 - ▶ もはやその後の訴訟において売主が右取消権を行使して右売買契約により移転した所有権の存否を争うことは許されない。

T. Kurita

31

判例・多数説

- 形成権の種類ごとに、標準時後の行使が既判力により遮断されるか否かを決定する。
- 遮断される形成権 取消権、解除権、白地手形の補充権（F 21. 最判昭和57年3月30日。反対の見解も有力）
- 遮断されない形成権 相殺権、建物買取請求権（F 22. 最判平成7年12月15日）
- 争いのある形成権

T. Kurita

32

既判力の生ずる判断

- 既判力は、**判決主文中**の判断に限り生ずるのが原則である（114条1項）。
- **理由中の判断**には生じないのが原則 前提問題は当事者間で審判の最終目標とされたものではないから、この点の判断に既判力を認めることは、処分権主義に反する。理由中の判断に既判力を発生させたい場合には、当事者は中間確認の訴え（145条）を提起すべきである。

T. Kurita

33

例外 相殺の判断（114条2項）

- 相殺の抗弁について判断がなされた場合に、この判断に既判力を認めないと、訴求債権の存否についての紛争が反対債権の存否の紛争として蒸し返され、判決による紛争解決が実質的に意味を失う場合がある。
- そこで、一挙にこの点を解決する趣旨で、反対債権の不存在について既判力が認められている。

T. Kurita

34

図解

もし 債権の存在が認められるのであれば、自分のXに対する 債権と相殺する

X → 債権支払請求 → Y

裁判所が両債権の存在と相殺を認めて、請求を棄却。

X ← 債権支払請求 ← Y

✗ 債権はもともとなかったから、
債権は相殺により消滅していない

T. Kurita

35